熊本藩の文書記録管理システムとその特質（その2）

高橋　　実

【要　旨】

一定の規模をもった組織体の場合、組織体機能が内部部局によって分担されるから、発生する文書記録群の総体あるいはその伝存形態である記録史料群の総体は、組織の機能分担システムを反映した体系的秩序、有機的構造をその内側に備えることになる。この記録史料群の内部構造を明らかにすることは、それに含まれる記録史料の十全かつ科学的な理解に必要不可欠なことである。さらに文書記録を管理し保存してきた組織体の組織史を明らかにすることにもつながる。

前稿で明らかにした熊本藩の文書記録管理システムを踏まえて、本稿ではとくに「諸帳方」という非現用文書記録の管理・保存を専門に担当する部局の役割について検討する。さらに諸帳方の文書記録管理目録に着目し、長期・永年保存文書記録の管理・保存および参照利用の具体相を明らかにする。

【目　次】

はじめに
1　幕藩政文書記録管理史研究の現状と文書管理の実際
（1）研究史の整理と幕藩政文書管理の概要
（2）藩政文書管理の推移
2　熊本藩文書記録の伝来過程と現状
（1）廃藩置県前後の状態と推移
（2）北岡文庫詰めの役割
（3）北岡文庫の文書記録整理
（4）北岡文庫の戦後の推移
3　熊本藩の文書記録管理に関する研究と史料状況
（1）熊本藩の文書記録管理史研究
（2）熊本藩の文書記録管理史料の状況
4　藩庁各部局での文書記録の作成と管理・保存
（1）「御刑法方諸帳目録　天保4年5月改」の検討
（2）「寺社方・町方諸帳目録　文久2年8月改」の検討
①文書記録の管理
②諸帳方への引き渡し
③文書記録の廃棄
④諸帳方保存文書記録の業務利用
5　小　括　（以上、前号）
6　諸帳方の設置とその役割（以下、本号。なお、前稿＜その1＞で予告した目次を変えた）
（1）諸帳方の設置と職制変遷
（2）諸帳方の役割
（3）文政期の文書記録管理改革
（4）諸帳方の記録管理の実際
①諸帳方への引渡しと引継ぎの形態
②文書記録の評価・選別
③文書記録の数量把握
④業務利用への提供とレファレンスの実際
（5）保存文書記録の陰干しと補修
①文書記録の陰干し
②文書記録の劣化損傷状況
（6）御蔵について
（7）坤櫓について
7　「御蔵入目録」と「入目録」の検討
（1）「御蔵入目録」帳の検討
（2）御蔵の個別入目録の具体的記述
①「御蔵二階三拾八番　入目録」の検討
②「御蔵二階六番　入目録」の検討

8　「坤櫓入目録帳」と坤櫓諸「入目録」の検討
（1）「坤御櫓入目録根帳」の検討
（2）坤櫓諸「入目録」の検討
①「坤御櫓諸帳目録」の検討
②「箪笥入目録」の検討
③「御先祖様御伝来之御品々坤櫓入日記」の検討
（3）坤櫓の個別入目録「杉之文庫入目録」「杉之小箱入目録」の検討
おわりに

6　諸帳方の設置とその役割

（1）諸帳方の設置と職制変遷

藩庁内各部局では執務に必要な文書記録を作成し保管し、業務執行のため参照していた。文書記録の各部局毎の分散管理である。その後、原局で参照することがほとんどなくなった文書記録は、廃棄されるか諸帳方に引き渡されたのである。引き継ぎ後の文書記録の管理保存は諸帳方が専管した。文書記録の集中管理である。その点で、熊本藩の文書記録管理は、分散・集中併用型方式が採用されていたといえよう。もっとも「分散・集中併用型方式」といっても、現在わが国で行われているような形の方式ではない。天守で永年保存されている「見図帳」など諸帳方が管轄していない文書記録も存在しているし、大量に文書記録を作成する部局が専管する保管スペースが乾櫓などにあった。ただこれらは現用・半現用の性格をもつ文書記録といえよう。本稿であえて「分散・集中併用型方式」と表現するのは、熊本藩が諸帳方という文書記録を専門に担当する部局を設け、文書記録のライフサイクルにもとづいて構築している文書記録管理保存システムを理解しやすくするためである。

しかし、諸帳方がいつ設置されたのかは明確でない。また、その職掌を直接語る史料は管見の範囲で不明である[79]。

79）必ずしも実証的検討にもとづいて述べているわけではないが、高埜利彦氏は、「宝暦期の藩政改革以降、各部局で作成された記録は、それ以前の質量とは比較にならないほど大量で実に体系的に整然と保存されている。藩政システムの例えば奉行所など各部局の御用が記録され、上位の部局に内容が伝えられ、そこでの決済など階層的な部局の記録が作成されている。すなわち細川重賢の行った藩政改革は、記録作成のシステム作りをともない、その上で階層的な各部局役人の判断と責任が記録を通して明確化するものであったことが、現在に伝わる史料から判断される」（高埜利彦「アーキビスト養成制度設立に向けて」『史料館報』第75号、2001年9月）と述べている。私の心証もそうである。諸帳方の設置と記録システムの改編は宝暦改革と関係しているという印象をもっている。また前稿注77）で述べたように、「寺社方・町方諸帳目録」の大量の文書記録の大半は宝暦年間以降のものであり、かつまた「古帳」と位置づけられる文書記録は大概宝暦以前のものであり、文書記録仕法改革が宝暦改革で採用されたという推定を補強するものである。しかし、いずれも推定であり、状況証拠でしかない。直接、宝暦の藩政改革との関連を示すものは管見の範囲で見あたらない。熊本藩政史研究を進めている熊本大学の吉村豊雄氏に教示していただいたが、やはり同じ認識であった。吉村豊雄氏の「日本前近代地方行政の到達形態と文書管理システム」（『拠点形成研究B・世界的文化資源集積と文化資源科学の構築・平成16年度報告書』平成17年3月）では明示していないが、藩庁内各部局の稟議制の整備とそれに即した文書作成システムが、宝暦の藩政改革の時に導入されたと理解されるような論述がある。たしかに宝暦の藩政

文化8（1811）年段階の職制を検討した「官職制度考」[80]によれば、文書記録の管理にあたる部局として3つの部局がみられる。その一つは「当用局」で、当番奉行の府としての総務的事務分掌とともに「簿書策書簡牘此府に蔵む」という業務があった。また「城内局」は城中への人間の出入や戎器の収造、資糧など城内の一切の業務を司る城内方奉行の部局で、その業務の中に「簿書策書此府に蔵む」という仕事があり、具体的にはこの局に属する「天守方」の分掌事務であったようである。しかし、「当用局」は総務部門の常用文書記録の管理という色彩が強い。また城内局（方）が管轄する天守は、後述するように主として藩主細川家の伝来品保存を主目的とする歴史資料庫的宝物庫的役割をもっており、さらに竹丸櫓には「見図帳」など重要な超永年保存文書記録も保存されていた。

三つ目が「類続局」に属する「諸帳局」である。文化8（1811）年段階の諸帳局は、諸帳局トップの諸帳支配1名、手伝2名、小細工2名で構成されていた。諸帳局は、「政府往古よりの故籍旧典、諸分曹（諸部局）の簿書策簡の出納修補及紙墨筆の類を掌り、分曹の用を弁ず」るのが用務で、小細工は「簿書册書の編緘糊続裁決等の事を掌る」のが仕事とされている[81]。まさに藩庁内全体の文書記録管理保存が諸帳方の所掌事務である。

天保6（1835）年段階の職制で「当用」方[82]が大幅に拡充され、従来の独立していた「諸帳局」が「当用」方に統合され、諸帳支配役兼紙支配2名及び小細工2名が付属されている。そして手伝は「当用」方全体で5名で、その中に諸帳局時の2名が含まれているのであろう[83]。いずれしても、諸帳局は、藩庁内全体の半現用・非現用文書記録を専門に担当するセクションであった。天保年間の職制改正によって独立局でなくなったが、家老・各奉行が政務をとる藩政中枢部門である「当用」方の中に位置づけられており、文書記録管理の強化を意図したものでなかろうか。

いずれにしてもこのように「諸帳方」という独立した文書管理専任の部局があるところに熊本藩の文書記録管理保存システムの特質がある。

（2）諸帳方の役割

原局から引き継いだ文書記録の整理と管理保存が諸帳方の基本的な業務であるが、さらに藩

改革は多岐にわたるが、公私の峻別と集中は一つ重要な改革であった。奉行所内に機密間（家老事務局）を新設して家老たちを日々そこに出勤させた。しかも家老の下働きをする事務官は奉行の配下である（鎌田浩『熊本藩の法と政治』創文社、1998年、263頁）。そして、それまで家老月番執務体制を改め、奉行所家老間において日々用番執務制とし、諸用も月番家老宅へ達していたのを止めて、すべて奉行所機密間で扱うこととした。奉行所の中央政庁としての機能を一層強めたと評価されている（鎌田浩『熊本藩の法と政治』61頁）。それまで家老も奉行も、自宅でそれぞれの職務を執務していたのを城内の所定の場所で執務するようにしたのである。これは当然、文書記録管理方法の整備がともなうものであったと推測される。

80) 『肥後文献叢書』第1巻、1909年。

81) 「官職制度考」（『肥後文献叢書』第1巻、1909年）。

82) 局という名称がなくなる。他は、たとえは勘定局は勘定方に改称されている。当用方は総務系統のセクションで、家老・各奉行の政務に関する業務を所掌していた（鎌田浩『熊本藩の法と政治』115頁）。

83) 鎌田浩『熊本藩の法と政治』115頁。

庁全体の文書記録の管理保存と活用の充実という観点から、様々な業務を展開している。

前稿「熊本藩の文書記録管理システムとその特質（その１）」[84]で触れてきた諸帳方の役割を整理すると以下の通りである。

ア．文書記録保存庫である御蔵、坤櫓[85]、箪笥（文書記録収納用）[86]の管理。

イ．半現用・非現用文書記録の引き継ぎと管理保存。

ウ．非現用文書の評価選別と坤櫓への移し替え及び廃棄。

エ．管理保存文書記録の業務利用への貸し出し。

オ．保存文書記録の原局への管理替えと再引き継ぎ。

カ．保存文書記録の現状把握と目録への記入。

キ．引き継ぎ文書記録の編綴・装幀や損傷文書記録の補修・復元など。

ク．定期的な虫干しなどの保存対策。

それに加えて、具体的には後述するが、以下のような事務も所掌していた。

ケ．引き継ぎ文書記録の整理と個別御蔵入目録・坤御櫓入目録の作成。

コ．各保存庫ごとの入目録帳（台帳）の作成[87]及び継続的点検並びに現状注記。

サ．業務利用に十分対応するため文書記録の収集ないし書写による保存文書記録の充実。

シ．沢村家老家文書など藩庁外の有用文書記録の収集保存。

ス．各部局からのレファレンスへの回答。

以上から諸帳方の業務は多岐にわたっていたことがわかる。印象であるが、熊本藩の諸帳方は文書記録の管理を受動的ではなく積極的に担っているように思う。管理文書記録に関する諸帳方権限は相当強いようであるが、各部局保管文書について権限は及ばなかった。引き継ぎ後の虫干し時立ち合い保証文言にあるように原局にとって重要な文書に対しては原局の管理関与権がなお存続していた。

しかし、諸帳方という専管の部局があったにもかかわらず、諸帳方が管理保存していた文書記録が数十年から百数十年という長期間の間に紛失や劣化損傷を受けていたことにも留意しなくてはならない。

84）『国文学研究資料館紀要・アーカイブズ研究篇』第２号、2006年３月。

85）『熊本市史年表』19頁に、天保４（1821）年４月、城内坤櫓で10匁以上の御銀所預が書替えられるという記述があり、坤櫓の全てが諸帳方管轄の書庫だったわけではない。

86）この箪笥がおかれていた場所は、後述するように坤櫓である。

87）前出、注84）の拙稿で述べたように明治11（1878）年の簿書類目録で諸帳方が作成したことが明確なのは「御蔵入目録」１冊、「坤御櫓入目録根帳」２冊と「箪笥入目録」４冊である（「簿書類目録」明治11年、永青文庫100-11-23）。さらに「箪笥入目録　文政９年」（永青文庫14-20-45）に合綴されている「御先祖様御伝来之御品々坤御櫓入日記（元治元年）」も諸帳方の仕事であった。もっともこの日記に記載されたものは歴史宝物のようなものばかりである。これは元治元年の参勤交代制度変更にともなう臨時的処置である。その事情は「右之御品々白金御宝蔵江相納居分御下し相成、当用方より引き渡しニ相成候事」という、つまり江戸の白銀藩邸の御宝蔵に保存していたのを国元に移したことにともなう臨時的措置であった。

（３）文政期の文書記録管理改革

永青文庫に伝えられている入目録や目録のうち作成年代がわかるのは15点である。そのうち文政８（1825）年のものは、御蔵で管理保存するための「御蔵三十二番入目録」[88]、「御蔵二階三拾八番入目録」[89]、「御蔵二階六番入目録」[90]の３点と坤櫓に収納配置し管理保存するための「坤御櫓二十六番之内杉之文庫入目録」[91]と「坤御櫓二十六番之内杉之小箱入目録」[92]の２点で、あわせて５点である。

文政９年のものは坤櫓で管理保存するための「坤櫓入目録根帳」[93]であり、また「御箪笥入目録」[94]である。「御箪笥入目録」に竪帳２冊が合綴となっており、合綴２冊は文政９年に作成された「御先祖様御伝来之御品々坤御櫓入日記」と「坤御櫓諸帳目録」で、３冊とも坤櫓で管理保存するための入目録・目録であろう。年代は明記されていないが、「御蔵入目録」[95]は「坤櫓入目録根帳」が作成された文政９年前後に作成されたものと考えられる。

いずれも諸帳方の仕事によって生まれた諸帳目録である。このことからみて文政８年後半から９年にかけて集中的に入目録が作成されていたことが判明する。入目録の作成は、もちろん文書記録の整理が前提であるから、この時期、諸帳方による文書記録整理が集中的に行われていたことになる[96]。

これら入目録にもとづいて「御蔵入目録」帳[97]、文政９年の「坤御櫓諸帳目録」[98]と文政12年の「諸御帳目録」[99]が作成され、これらは諸帳の基本台帳として文書記録の管理と検索に用いられたものと考えられる。

その他、年代がわかる目録・入記には天保５（1834）年の「御箪笥御書物箱入目録」[100]、天保６年の「御箪笥御書物箱入記」[101]があり、さらに嘉永元（1848）年の「大小御箪笥入記」[102]や、安政３（1856）年の「御側箪笥入記」[103]と安政４年の「御側御箪笥入記　安政四年」[104]が

88）永青文庫101-57。
89）永青文庫14-19-40。
90）永青文庫14-12-乙17。
91）永青文庫14-20-41。
92）永青文庫12-23-73。
93）永青文庫14-20-44。
94）永青文庫14-20-45。
95）永青文庫14-19-43。
96）他の時期でも藩庁文書記録の整理、入目録の作成が行われたのであろうが、その痕跡を示す史料が存在しないのは不思議である。また熊本藩では入目録も多数作成された筈であるが、伝えられているのは５点のみである。
97）永青文庫14-20-43。作成年代は不明であるが、入目録が文政８年７月に作成されているところから、この時期であろう。
98）永青文庫14-20-44。
99）永青文庫754。２冊の内となっているが残っているのは１冊のみである。
100）永青文庫13-5-1。
101）永青文庫13-5-2。
102）永青文庫14-20-46。
103）永青文庫18。
104）永青文庫149。

あるが、これらはいずれも藩主家に関係する文書記録の目録・入記で、諸帳方が担当した「御簞笥入目録」[105]と異なるものである。たしかに天保５（1834）年６年にやや集中している感はあるが、藩主が利用する書物管理のやや集中した整備であって、文政８（1825）年９年の藩庁文書記録の集中的整理とは別の藩主部局の通常的業務の延長線のものと考えた方がよいであろう。

さて文政８年９年に集中的な文書記録の実態把握と総合的に整理・配架を実施したのは如何なる理由からであろうか。それは、「簞笥入目録　文政九年八月」[106]の奥書にみることができる。つまり、「右者当時迄之目録年久敷相成様申候而見悪敷、吟味之節急ニ見兼、其上目録ニ落居申候茂有之候ニ付、此節精々相改、目録整替申候事　文政九年丙戌八月」ということであった。文書記録管理の基本台帳である目録が長い間、加除訂正されないままできており、そのため目録と現状とが齟齬をきたしており、必要なときにすぐに利用できない状況になったため保存文書記録の実態把握および総合的整理と目録整備が行われたのであった。このときの点検は簞笥入の文書記録だけでなく、御蔵入や坤櫓入の文書記録など諸帳方が管理していたすべての文書記録が対象であった[107]。

（４）諸帳方の記録管理の実際

①諸帳方への引渡しと引継ぎの形態

諸帳方への引渡しと御蔵入

各部局から諸帳方への半現用・非現用文書記録の引き渡しと引き継ぎについては前稿「熊本藩の文書記録管理システムとその特質（その１）」[108]で述べたとおりである。ここでは、諸帳方の「御蔵入目録」１冊[109]からみた引き渡しと引き継ぎの実態を検討したい。

まず引き渡しにかかわる記述を示すと以下の通りである。

①一、妙応院様御位牌　金ノシ付白縮緬ニ包有之
　　但、文化十四年四月京都御館入吉田忠兵衛より差上候由ニ而、寺社方より引渡ニ成候事

②一、肥後国之内郡村仮名附帳壱冊
　一、豊後国之内右同断壱冊
　　右者享和三年亥十月十三日公儀御勘定所江御届相成候写壱箱入組有之事、右壱箱天保二年六月御郡方より引渡相成候間、此根帳付込候也

③（貞享５年からの武器諸道具目録や文化10年の外様足軽組入改革ニ而諸拝借一件帳）
　　右之通天保九年八月御城内方、御勘定方より引渡相成候間、相改記置候事
　　天保十年二月　　壱櫃入置候也

105）永青文庫14-20-45。

106）永青文庫14-20-45。

107）「坤御櫓入目録根帳」（永青文庫14-20-44）ほか。なお根帳とは台帳という意味のようで、たとえば「櫨根帳」は櫨の台帳という意味だということである（『新熊本市史・通史編第三巻近世Ⅰ』所収の略年表12頁）。

108）『国文学研究資料館紀要・アーカイブズ研究篇』第２号、2006年３月。

109）永青文庫14-20-43。

④一、御領内久住山と竹田御領御境御論所熟議相整候一件箱入内目録有
　　　但、嘉永元年申年
　右嘉永五年四月御郡方より引渡ニ相成候事
⑤一、御書出壱件数牒入壱箱
　　　但、弘化四年二月　牒目録有
　右嘉永五年五月廿八日御郡方より引渡ニ相成候事
⑥一、肥後国・豊後国御領知郡村高辻帳箱二ツ
　　　但、右箱之鍵弐ツ添
　　延享三年二月九日与有之　享保二年正月十六日有之
　右嘉永七年九月廿五日御当用方より引渡ニ相成候事
⑦（御花畑住居図など）右文久四年三月朔日御作事方より引渡ニ相成候事
⑧一、御書出一件帳箱入壱ツ
　　文久元年分　御郡方より引渡ニ相成候事

①は京都御館詰め役人吉田から熊本の寺社方に引き渡された妙応院の位牌が、文化14（1817）年に寺社方から諸帳方へ引き渡されたというものである。

②は郡方より諸帳方へ肥後国・豊後国の「郡村仮名附帳」写2冊が引き渡されたもので、享和3（1803）年のものが28年後の天保2（1831）年に引き渡されている。なおこの「根帳」とは「御蔵入目録」帳のことを指し、この基本台帳に記載したという意味である。

③は御城内方と御勘定方からの引き渡しである。御城内方は武器・諸道具関係を管轄しており、御勘定方は財務を管轄しており、両者が文化10（1813）年に外様足軽改革を共同ないし共催で行ったことに関する文書記録を天保10（1839）年に諸帳方に引き渡したものではなかろうか[110]。

④と⑤はいずれも嘉永5（1852）年の郡方から諸帳方への引き渡しである。境界争論が内済して5年後に引き渡されており、意外と現用期間の短いことが注目される。これは半現用文書記録としての引き渡しであろう。④⑤ともに嘉永5年4月と5月に引き渡しが行われているのは単なる業務上の都合からか、あるいは郡方で文書記録の整理を集中的に行ったことによるものであろうか。箱入の内目録については後述するが、内目録がある場合とない場合がある。なかでも論所関係などの一件文書群の場合は、一紙もの文書が多く、原局で目録を作成しており、その目録を添えて諸帳方への引き渡しが行われており、それが入目録に転用されることが多かったようである。しかし、現在の永青文庫に伝えられている入目録は少ない。

⑥は、嘉永7（1854）年、当用方から諸帳方に高辻帳2箱が引き渡されたものである。一つの箱は享保2（1717）年のもので、一つの箱は延享3（1746）年のものである。保管箱の鍵を添えて引き渡すのは、諸帳方への引き渡しが文書記録管理権の全面的引き渡しであったからであろう。

⑦は御花畑住居図などが天保4（1833）年に作事方から、⑧は文久元（1861）年分の御書出一件帳が郡方から諸帳方に引き渡されたものである。

110）鎌田浩『熊本藩の法と政治』（創文社、1998年、115頁）によれば、城内局の根取3人と書記4人は、勘定局よりの兼務で、つまりトップ層は両方を担当していたのである。

以上が、藩庁内諸部局から長期保存文書記録として諸帳方に引き渡されたものである。

御蔵から坤櫓への移し替え

この「御蔵入目録」[111]には、さらに永年保存文書を保存する坤櫓への移し替えが記録されている。例示すると以下の通りである。

①坤御櫓有之事（朱注書）

一、天明七年町家打こほち一件吟味書付并向来之掟受判之帳面等諸書付等入一箱

但、河尻町打こほち吟味之書付共入

右安政二年三月十九日寺社奉行より引渡相成候事

②　大御番所御番帳

一、壱冊　　　　　　　　大組宝暦三年

（中略）

一、壱冊　是迄坤御櫓ニ直し候事　大組　同三年

③　御花畑御広間御番帳

一、壱冊　　　　　　　　享和元年

一、壱冊　　是迄坤御櫓ニ直ス　　同　三年

①は朱注書で御蔵から坤櫓に移し替えられて保存されていることを示したものである。打ちこわし事件が起きたのは天明7（1787）年で、諸帳方に引き渡されたのは安政2（1855）年であるから、68年ほど経過している。天明7年の事件後それほど経過しない時期に打ち壊しに関する一件文書記録が作成され、原局で現用文書記録として保管され、そして70年ほど後の安政2年に諸帳方に引き渡されて御蔵に保存され、さらにある時期になって永年保存文書記録として坤櫓に移し替えられたものである。もちろんそれぞれの文書記録によって移管の年限は異なるであろう。

②は「大御番所御番帳」を、③は「御花畑御広間御番帳」を坤櫓に「直し」たこと、つまり御蔵から坤櫓に移し替えたことを注記したものである。これは長期に文書記録を保存する御蔵から、さらに次の永年保存文書を管理保存する坤櫓に移し替えたということになる。もちろん一律でないが、ある文書記録は評価・選別のうえ坤櫓に移されて永年保存されることになるのである。

以上のような移管、移し替えの流れと併行して、次のような坤櫓から御花畑の宝蔵への移管があった。

覚

一、分度鑑之儀、前廉坤御櫓ニ相納居申候由之処、御花畑御宝蔵江御直方ニ相成申候ニ付、文政四年巳十一月四日御城内方根取淵上繁之允立合差越候事

但、有吉織部殿封印之儘、持人才料付ニして当時諸帳支配役飯田喜右衛門在勤ニ而引渡相成候事

分度鑑とは測量のときに必要な器具である。御花畑とは藩主が生活する屋敷であった。「覚」の意味するところは、文政4（1821）年11月4日に諸帳支配役の飯田喜右衛門が、城内方（複

111）永青文庫14-20-43。

数いる。城内方は天守方を差配していた）の幹部である淵上繁之允の立ち会いのもとで、おそらく御花畑屋敷役人であろう有吉織部に封印したままの分度鑑を引き渡したという記録である。これは坤櫓から御花畑の宝蔵への移管である。このような移管は管見の範囲でこれだけであり、例外的な移管であったといえよう。分度鑑の坤櫓から御花畑屋敷への引き渡しは、おそらく藩主の意向にしたがったもので、きわめて例外的引き渡しであろう。

後述するが、坤櫓は文書記録のみを保存していたわけではない。書画類を含めた歴史的資料のようなものも相当保存されていたのである。したがって、来歴に意味がある分度鑑のような歴史的器具類も保存されていたことは不思議でない。

②文書記録の評価・選別

文書記録の評価・選別がどのように行われていたのかについて明示的なものはない。入目録台帳などによって推測するほかない。

まず、原局で作成・保管していた文書記録の全てが諸帳方に引き渡されるのではない。保管年限も網羅的一律に規定されていなかったであろう。原局の必要性と判断で、廃棄され、あるいは諸帳方に引き渡されたのである。その原局での文書管理の実態は町奉行所が移転したときのような状況で、良好な状態であったとはいえないものが少なくなかったであろう。また文書記録を大量に作成し保存する必要のある部局は、坤櫓と対となっている乾櫓などにそれぞれ専管の保管スペースを確保していた。

引き渡しを受けた諸帳方はそれらの文書記録を御蔵で管理保存し、ある年限の経過とともに今度は諸帳方が評価・選別を行って、廃棄と坤櫓入、つまり永年保存の措置がとられたのである。それと同時に、各部署から直接、坤櫓に永年保存文書として引き渡されることも少なくなかった。

③文書記録の数量把握

文書記録の数量把握について「御蔵入目録」[112]によって検討してみよう。数量表記に関してはまさに多様である。ということは諸帳方は原局から引き渡しを受けた現状を尊重して、整理や入目録作成作業の時にあまり手を加えなかったことを示していよう。たとえば「万書付五通壱括」というように、一括というとらえ方の表記がたびたび出てくる。あるいは、「熊本御町中人数之覚壱冊　右壱袋ニ入置」、「御書出壱件数牒入壱箱」とか「肥後国・豊後国御領知郡村高辻帳箱二ツ」というように袋や箱単位で管理保存しているのである。１冊１通単位で把握するとともに、文書記録を塊や一括として認識していたことは注目される。

後に再述するが、破損したり、ふけたり、虫害にあった文書記録の具体的状態注記もしばしばみられるが、その場合も、「表紙無之帳面之切壱括」「表紙無之帳面之切壱括　右四積壱箱ニ入置」「帳之切レ五枚」「くされ帳壱括ニ〆」というように、表紙の擦り切れたものや断簡や水でふけた文書記録でも、ともかく廃棄しないで一括して保存していることが注目される。将来の修復などの手当を前提とした保存であろう。

112）永青文庫14-20-43。「御蔵入目録」は年欠であるが、文政８（1825）年頃のものでないかと考えられる。その後、書き継いでおり、明治初年までのものが記入されている。

つづいて「坤御櫓入目録根帳」（文政9年8月改）[113]によって検討してみよう。

「坤御櫓入目録根帳」は永年保存文書記録の台帳であり、「御蔵入目録」の場合よりは諸帳方の整理の手が入り、1冊・1通単位で把握し表記することが多いが、しかしそれでも塊や箱単位でも把握し表記している。

たとえば天草渡海関係文書について「但、熊本御蔵其外所々御蔵之儀ニ、半切書付二十六通外ニ立紙三通」とか「但、三冊壱結ニメ有之」「抜手紙ニ而茂可有之哉一括」「半櫃　六ッ」というように文書記録を纏まりや箱単位で一括して把握している。あるいは「万書付入壱袋　但、当時迄年々集居候書付内目録有」というように毎年集積していた万書付をシリーズの纏まりとして管理していたのである。

破損したり、ふけたり、虫害にあった文書記録も「御蔵入目録」でみられた場合と同様である。つまり「くされ居候誓詞入壱袋」とか「帳之切レ壱結び」とあるように、袋や結び単位で把握し管理保存していることがわかる。

④業務利用への提供とレファレンスの実際

業務利用への提供

まず「御蔵入目録」[114]によって業務利用への提供の状況を具体的にみておきたい。

①御花畑惣絵図午六月十二日庶務掛江出置申候事

②治年公御入国一巻帳壱冊

但、御家督初而御入国ニ付先規之通右御三人様御入部之節御見合を以しらへ有之

天明六年分

③御領内御入込之上被差出候面々勤方之儀ニ付覚帳弐冊

但、御書方ニ而しらへ有之達　　尊聴候由ニ而達有之

④此御帳寺社方へ出置候事

⑤四月廿二日　此御帳寺社方へ出置候事

⑥此九拾九番櫃ハ御手当方ニ受取ニ相成居候事

①はおそらく明治3（1870）年のことであろうが、「御花畑惣絵図」を庶務掛へ業務利用のために貸し出したことを示す記録である。なお、ここだけでないが返却を示す記録がないのが不思議である。返却は確実に行われ、チェックされていたのであろうか。

②は藩主が初入国するときに過去の入国の事例を見合わせ、つまり参照する必要があったので天明6（1788）年の治年公御入国一巻帳を調査したという記事である。

③は文意は明確でないが、御書方が当該事項を調査していることが藩主に聞こえたので勤方覚帳の提供を指示されたという記事であろうか。

④は寺社方へ業務利用のために貸し出したことの記録である。具体的には、諦観院様一周忌、三回忌、七回忌の法事関係の帳面4件のところに付札があり、それには「右寺社方有之候事」とあり、さらに付箋で「此御帳寺社方へ出置候事」とある。寺社方から諸帳方に引き渡され、「御蔵」で管理保存されていた法事関係帳簿が、寺社方で必要となったため貸し出したという

113）永青文庫14-20-44。

114）永青文庫14-20-43。

ことで、寺社方への業務利用ための長期貸し出しであろう。

⑤も同じく寺社方の業務利用のために貸し出したという記事である。引用文言は、浄光院御葬式帳に付された付札である。いずれにしても、貸し出したという記録があるが、全体として返したときの記述がない。紛失文書記録が見られるのは、このようなことが原因となっているのであろうか。

⑥は、「御手当帳」などを保存櫃とともに御手当方に戻したか、あるいは長期貸し出しを行ったことの記事である。

（朱書）
一、御書出調一件
万延二年

（貼紙）
御書出控
改革方

御書出控之内寺
社御書出之部一冊
手形受取改革方
出置候事
未四月頃

ここまでの貸出は、原部局への業務貸出であるが、他部局への貸出の手続きは次のように厳密であった。

この貸し出しは明治４（1871）年のことであろうが、新設の改革方という作成原局と別の部局に貸し出す場合は、借り出し手形を提出させて貸し出していたのである。このことは、諸帳方に文書記録が引き継がれたとしても、なお根源的管轄権は原局にあるという認識が共有されていたからであろうか。

その一方で、貸出によるのであろうか保存文書記録の不存在が目につく。なかでも公儀勤役の島原出陣関係や巡見使関係の文書記録の不存在が目につく。島原の乱関係や巡見使関係の文書記録は参照利用が多く、長期にわたることもあって所在が不明となったのであろうか。たとえば「六拾八番」の記録は島原関係の文書記録であるが、ここに下札が付されており、そこには「此番一切不見　午六月」と記されており、何かの必要で持ち出されたものが、長期間の内に紛失か所在不明となったのではないだろうか。

また「九拾番」は「御料御巡見一巻帳　壱冊」であるが、ここに朱書きで「戌年より不見」とあって、戌年から所在が分からなくなっていたことが注記されている。

いっぽう他のところでは、「戌年より不見」という朱書の部分が白で塗り潰されている。これは後に出てきたからであろう。いずれにしてもときどき書庫の現状改めを行い、保存文書記録の確認をしていたことはまちがいない。ところで諸帳方には文書記録の貸出にかかわる出納帳を備えていなかったのであろうか[115)]。

機密間は、諸帳方が坤櫓文書記録の管理保存台帳として作成していた「坤御櫓入目録根帳」[116)]の写しを作り、それを機密間の二階に保管している。これは長期・永年保存文書記録を組織的・継続的に利用するためであろう。機密間の設置は、宝暦藩政改革の重要な組織改革の一つであり、藩庁の中枢で総務的かつ官房的役割を担う機密間では、坤櫓文書記録の継続的利用は欠かせないものであったから、目録根帳の写しを作り、常時検索できるようにしたのであろう。

115）幕府では、専用の出納帳でないが、幕府書物方日記と通称される書物方の「留牒」ないし「日記」に、諸帳の貸し出し、受け取りが１冊ごとに記録されている（『大日本近世史料・幕府書物方日記』）。

116）永青文庫14-20-44。

レファレンスの実際

次はレファレンスに関する記事である。

一、御普請御手伝御用金寸志指上候面々米銀高覚帳壱冊

但、寛保三年十一月と有之、此帳面を以其時々御勘定所江相答候なり

これは、手伝い普請に関する勘定所から諸帳方への問い合わせについて、その都度この帳簿に基づいて答えているという記事で、諸帳方のレファレンス機能を示す文言といえよう。

貸出やレファレンス機能を十分に果たすために諸帳方は、管理保存している文書記録の充実に努めている。つまり、

一、右一件ニ付江戸長崎取遣之紙面入壱袋

但、右ニ僉議之書并草案も入置候事と有之

このように事務途中の事案の検討過程の書類も積極的に保存しているのである。

あるいは、次のように他の部局にある文書記録の写を作成して保存文書記録の充実を図っている。

重賢公御代御書出控壱冊

但、御代々御知行之御書出為見合、御書方より取寄写置候ニ、当御代之御書出茂取寄写之也と有之

御書方とは公用文書の様式審査や公用発出文書の作成などを行う文書係のようなもので、そのためには過去の事例を参照できる文書記録が保管されていたのであろう。また主として藩主が利用する「御書物」つまり和漢書の管理も御書方の担当であった[117)]。諸帳方は御書方が保管している文書記録の中から知行宛行関係の書き出し、つまり代替り時に発給される知行宛行状の控えや写しを取り寄せて、書写し、後の藩庁内の業務参照に対応できるように準備しているのである。

（5）保存文書記録の陰干しと補修

①文書記録の陰干し

風入れ、風干しなどは、湿度の低い時期に、日陰に文書記録を出して広げ、湿度を緩やかにとばす保存手当のことである。機械による除湿が不可能な時代では、虫除けや除菌の主要な方法であった。この陰干しを基本に、樟脳や除虫薬草や忌避草木を添付して防虫とするのが一般的な方法であった[118)]。

陰干しに関する記述は、「寺社方・町方諸帳目録」[119)]と「坤御櫓入目録根帳」[120)]の中で2か所確認できるが、それは同一の事柄が2つの記録に出ていためで、実際は1つである。「寺社方・町方諸帳目録」に記録されている当該記述は次の通りで、これは寺町方から引渡書ならびに諸帳方受取書を「寺社方・町方諸帳目録」に転載したものである。

117）「御箪笥御書物箱入記」（永青文庫13-5-2）。

118）萩藩の当職所文書記録の防虫対策は、文書記録を保管する箪笥や櫃に樟脳を入れることで、毎年6月の「夏風入」の時に樟脳を交換していたという（山崎一郎「『当職所記録仕法』について－萩藩当職所における記録作成マニュアル－」『瀬戸内海地域史研究』第9輯、2002年8月）。

119）永青文庫10-6-10。

120）永青文庫14-20-44。

覚　　坤御櫓三十一番

一、御領内酒造人度江従公儀御渡之鑑札入一箱

右之通御引渡申候、向後風入之節者此方より立合相改可申候付其御心得之事

嘉永七年閏七月十八日　　　　町方

諸帳方　　　　受取申候

竹岡源之允

この鑑札を引き渡された諸帳方は、坤櫓の31番に配架し、そして諸帳方が管理する「坤御櫓入目録根帳」に次のように記述したのである。

三拾壱番

一、肥後国・豊後国酒造屋江従公義御渡ニ相成候鑑札箱　壱ツ

嘉永七年閏七月

右者従町方引渡相成候事　但風入之節ハ寺社方より立合ニ相成候筈之事

これをみると諸帳方の手続きと記述は正確に行われていることがわかる。

ここで注目すべきは、町方から公儀酒造鑑札を諸帳方へ引き渡したときの証文に風入りの節に寺社方[121]が立合たいという文言が明記されていることである。これは、諸帳方による風入れ措置が定期的かつ継続的に一定水準で行われていたことを示している。

いずれにしても当時の防虫、防湿などの技術水準からいって、必要にして十分な対策は難しいものであったであろう。ましてや少量の文書記録でなく、大量の文書記録に対する保存手当は困難なものであったと推測される。それが次に述べる、劣化損傷の文書記録を生み出す基因であった。

なお御蔵でも坤櫓でも、箱入れのものとそうでないものがあり、それは文書記録に対する認識と扱いの違いを反映しているのであろうか。もっとも、まったくの裸のままでの管理保存は少なかったようである。

②文書記録の劣化損傷状況

ここでもまず「坤御櫓入目録根帳」[122]によって坤櫓に保存されていた永年保存文書の劣化損傷状態を示す記述を列記してみよう。

・内壱冊者同年（元和８年）七月三日と有之、一冊ハ表紙切レ相分り不申候事

・一、帳之切レ壱結び

・一、帳之切レ壱冊　紙数八枚

・一、帳之きれ壱つ

・万書付くされ候ニ付一袋ニ入置候事

・一、万帳壱冊、外ニ帳之切レ一冊　紙数三枚

・一、帳之切レ壱冊　紙数八枚

・一、くされ書附壱本

121）前述したように、町方の根取と物書は寺社方の兼務であつたために町方から引き渡しを受けて、寺社方の立ち合いという文言になったのであろう。

122）永青文庫14-20-44。

諸帳方が管理保存していた文書記録全体の劣化損傷は多いとはいえないが、帳簿が切れ切れになったり、水濡れによるふやけや腐敗が部分的に生じていたことはたしかである。永い保存期間の間に、虫害、鼠による食害や錯乱、雨漏りなどによる水濡れ、あるいは利用者や出納者の取り扱いによって劣化、損傷が進んでいたのである。

しかし断片になり、またふやけていても直ちに廃棄ということにはなっていない。上記のように目録に記載していること自体、継続して保存していることの表れである。

断片になっていても廃棄しないのは、修復を施すことによって再生する可能性を認識していたからである。事実「右くされ書之内より裏打出来分弐拾四通」とあるように諸帳方支配の小細工らによって裏打ち処置が加えられ、文書記録がよみがえっているのである。

「郡中見図帳」は宝暦3（1753）年段階で天守で保存されていたが、100年余も手入れされてこなかったため虫食いなどによって「切レ切レ〳〵」状態であった[123]。他の櫓での保存文書記録も同じような状態であったことであろう。

この見図帳については、文化元（1804）年に「裏打紙をいたし」て嶽（竹）丸櫓に「納置」たということである。また加藤時代の慶長7（1602）年の検地帳2,780冊余が「嶽丸御櫓」に保存されていたが、これも「切レ切レ〳〵」なっていたため文化元（1804）年に裏打ち処置をして嶽丸櫓に保存したということである[124]。

さらにまた明和4（1767）年9月に「地引合見図帳」が竹丸櫓に保存されたという記事がみられる[125]。それと同時に、諸郡の地引合い諸帳控は会所ごとに毎年怠りなく虫干しを行い、厳重に保存すべきことを藩庁が命じている[126]。

これらのことによって各櫓には超永年保存文書記録が数多く管理保存されており、また長期間にわたって手入れが行われていないために文書記録の劣化・損傷が進んでいたことをみることができる。そして、ある段階で裏打ち補修のような保存手当が大規模に行われていたことを知ることができる。

（6）御蔵について

現在の文書記録のライフサイクルの考え方に基づいて熊本藩の文書記録管理保存システムを論ずることに問題があることはたしかである。しかし、熊本藩の文書記録管理保存システムの特質を明らかにするために、とりあえず文書記録のライフサイクルの視点で検討してみるのも事の一面を明白にするという点で意味がないとはいえない[127]。

いくどか触れてきたように御蔵は諸帳方が管轄している。この御蔵[128]が城内のどこに設置

123）「井田衍義」（藩法研究会編『藩法集7熊本藩』創文社、360頁）。

124）「井田衍義」（藩法研究会編『藩法集7熊本藩』創文社、363頁）。

125）126）細川藩政史研究会編『熊本藩年表稿』191頁。

127）萩藩の中枢部局である当職所では、あまり古い前例「古格」は参考にならず、近年の事例「近格」でないと役に立たないという認識があって、古格と近格の境は30年ぐらいと認識されていたようである（山崎一郎「『当職所記録仕法』について－萩藩当職所における記録作成マニュアル－」『瀬戸内海地域史研究』第9輯、2002年8月）。もっともこれは全ての部局に共通する古格・近格認識とはいえないであろう。この場合は、当職所という萩藩中枢の政策遂行を担い、即応的な判断を求められる部局での古格・近格認識といえよう。

されていたかは不明であるが、時折参照する必要もあるので、坤櫓より部局に近い場所に設置されていたのではなかろうか。御蔵に保存するのは各部局から引き渡された長期保存文書であったと考えられるからである。

文書記録はそれぞれの部局で作成され、それぞれの部局および保管エリアで現用及び半現用の文書記録が管理保管されてきた。それが各部局の判断で長期保存文書記録として諸帳方に引き渡されたのである。

詳細については後述するが、部局から文書記録を引き継いだ諸帳方は、原物の文書記録を整理し、必要であれば文書記録群内各一点ごとの目録、つまり入目録を作成し、箱や袋などに収納し、配架位置を決め、それらを「御蔵入目録」帳に記入し（もっとも論所一件文書記録などの場合は、原局で目録を作成している場合も少なくない。この目録を原文書記録とともに諸帳方は引き継いで、入目録として転用している）、管理のための台帳としたのである。その後、一定期間を置いて保存状況を点検し、その後の変化を入目録に朱・墨による訂正、削除などを加え、そしてその結果にもとづいて「御蔵入目録」帳に一定程度の加筆注記をしていったのである。保存状態が目録台帳と著しく齟齬するようになると、一斉の点検と新台帳の作成となったのであろう。もちろん虫干しなどさまざまの保存手当などを加えながら御蔵で文書記録を長期保存してきたのである。

いずれにしても各部局の廃棄も、諸帳方への引き渡しも評価・選別を前提に行われている。保存すべき文書記録は、各部局→御蔵→坤櫓という段階での引き渡しと移し替えが基本であった。

（7）坤櫓について

前述の御蔵からさらに評価・選別されて坤櫓に移され保存されるのが永年保存の文書記録といえよう。さらに前述したように坤櫓には、藩主家の永年保存文書記録や歴代藩主の使用した品物や美術工芸品なども保存されており、坤櫓内部は歴史資料庫のような様相を呈していたのではなかろうか。

各部局から文書記録は御蔵に移し替えるのがほとんどであるが、各部局から直接坤櫓に移し替えるものもあった。

坤櫓に収蔵された文書記録の中から天守櫓に移管される文書記録もあるが、この移し替えを史料上確認できるのは「一、御天守江上置候御書等之根帳壱冊」[129]という一件のみである。天守櫓は歴史宝物庫的役割を持っており、歴史的宝物としての「御書」等の保存場所であった。ただし、御書などの目録根帳そのものが諸帳方が所管している坤櫓の箪笥に保存されていたことは、天守櫓で保存されている文書記録の検索利用できる措置が講じられていたことになる。それでも、諸帳方の現用記録の目録としてでなく、坤櫓の箪笥に収納されていることは、この

128）天明５（1785）年頃の記録に「御国奉行之御蔵ニ古キ御書御奉書等夥敷納り有之」（「綿考輯録編纂次第」（『綿考輯録』第２巻、汲古書院）とあり、慶長・元和・寛永期の文書が多数保存されており、この国元奉行が管轄する蔵が御蔵であろうか。もしそうだとすれば、この御蔵の一定部分を諸帳方が管轄する書庫として設定されていたのであろうか。また可能性として、この御蔵の管轄を天明５年以降に諸帳方が引き継いだということも考えられる。

129）「箪笥入目録　文政９年」（永青文庫14-20-45）。

目録根帳の利用はほとんどなかったことを示している。

藩校時習館の組織である記録局が書写したものの中に、天守櫓に武具や諸道具などが保存されている記述があり[130]、伝来の美術工芸品類などの保存も記録されている。その中に一部歴史宝物的文書記録が保管されていたというのが実際ではなかろうか[131]。天守櫓も坤櫓以上に古い伝来の歴史宝物庫のような役割をもっていたのであろう。

7　「御蔵入目録」と「入目録」の検討

（1）「御蔵入目録」帳の検討

前述したように諸帳方が各部局から引き継いだ文書記録はまず整理し、必要があるものは文書記録一点ごとの入目録を作成し、装備を施し、袋や箱に収納して御蔵の中に配置・配架した。もちろん原局の段階で箱や袋などに入れられていたものは、その保存箱・袋などを引き続き保存容器として用い、内目録のあるものはそのまま入目録としている。

その上で「御蔵入目録」帳に継続的に記入していったのである。ここでは年欠であるが明治初年まで利用され継続的に記述されていったその「御蔵入目録」一冊[132]の概要と記述・注記の中でいままで言及しなかった点について検討していきたい。

「御蔵入目録」は大型の帳簿で、厚手の大きい料紙（半折はＡ４判よりやや大きい）を使用している。表紙は度重なる利用によるのであろうか、柿渋を薄く塗布した表紙紙（中に厚手の芯紙＜反古紙＞を用いている）は擦り切れて、かろうじて表題が読み取れる状態である。

表紙の大概は次の通りである。

「

御蔵入目録

西五印（朱書）

」

御蔵入目録は袋とじでおおよそ310丁程の分厚い目録である。この目録は、一人の筆によるしっかりとした太く大きい筆跡で記録されている。その後の継続的注記は、それぞれ別筆である。

中表紙裏に「〇印ハ御内家江引渡候事」とある。〇は朱丸で、朱〇が付されているのは１番から３番までのもので、それらは「霊符」、「御当流産所蓦目」、「御先祖様御手跡御掛物」で、いずれも藩主・藩主家にかかわる品物である。また81番にも朱〇がついており、それは妙応院の位牌である。これらはおそらく廃藩置県の時に文書記録は熊本県に引き継がれ、藩主にかかわるものは細川家に引き渡されたことを示しているのであろう。

４番には武家諸法度や公儀触や熊本藩触などが記載されている。以下、119番まで藩政関係

130）川上慶子「熊本細川藩における系譜・家譜編纂－「御筆類目録の検討を通じて」－」（『地方史研究』第291号、2001年６月）。

131）「井田衍義」（藩法研究会編『藩法集７熊本藩』創文社、360頁、363頁）。

132）永青文庫14-20-43。

の文書記録が数多く記録されている。なお番号は、御蔵の中でおおむねこの番号順に配架されていたものであろうが、たとえば「御蔵二階六番入目録」は二階にあるのに「御蔵三拾二番入目録」より番号は若いし、逆に二階から順にといえば「御蔵二階三拾八番入目録」と順序が合わなくなる。このことから、おそらく一階からの番号順を基本にしつつも箱の大きさなどによって一部番号順になっていないものもあったのであろう。そのために「二階」と付けたのかもしれない。「御蔵入目録」には、おおむね藩政にとって重要度順に区分けされた文書記録群ごとに番号を付し、その番号順に一律に記載している。

文書記録の目録の最後である119番の後は、「御衣裳」１番から３番、「大御番所御番帳」、「御花畑御広間御番帳」と続いている。

記録の時期は明治初年までで、たとえば明治３年３月晦日付の「御花畑御広間御番帳」が最後である。廃藩置県とともに熊本県に藩庁の文書記録が引き継がれ、この「御蔵入目録」は熊本県の長期保存文書記録目録として当座は機能していたであろう。しかし、新県政の新たな展開によって、旧藩政文書記録の保存意義が次第に低下し、それによって廃棄された文書記録が少なくなかったようで、「御蔵入目録」もその役割を閉じて、廃棄文書記録とともに藩主家に引き渡されたのであろうか。

さて以下、「御蔵入目録」の番号順に注目される記述・注記を取り上げて見ることにする。

一、京都御借銀之御借状取替大坂衆より被差下候御家老中判消ニ進申扣一冊

これは４番のもので、この一つ書きに「此積前々より不見」という朱書による注記が付されている。同じ４番中にある熊本普請関係文書も「前々より不見」という朱書注記があり、後半になってくると「不見」という朱注記が散見する。前半は数は多いとはいえないが、後半は少なくない文書記録が所在不明となっている。長期保存文書記録で、しかも文書記録管理保存を担う諸帳方が専管しているにもかかわらず所在不明となっているのはなぜであろうか。

32番は、小国における幕府領との倒木出入一件の文書記録で、38番は五家庄関係の文書記録一件であるが、後述するように実際の個別入目録が伝えられている。それを「御蔵入目録」帳と対照してみるとまったく同じ記述である。この入目録は論所に関する一件文書記録の目録であるから、おそらく原局での保管時に作られた目録を引き継ぎ、それを入目録とするとともに、それら入目録と諸帳方が作成した入目録をもとに「御蔵入目録」全体を作成したのであろう。

ただし御蔵入目録には、その後の変化があまり記述されていないが、個別の入目録には、その後の変化を踏まえて、朱訂正、削除、加除訂正などが数多く加えられている。

伝えられている個別入目録の多くが、後述するように文政の文書記録管理強化時期の文政８(1825) 年の作成であるから、「御蔵入目録」の作成は同じ頃か、あるいは少し遅れて「坤御櫓入目録根帳」と同じ文政９年の作成である可能性が高い。

一、天保九年御巡見衆様御通ニ付つらへ一件ニ付而大皮籠壱つ・小箱三つ

但、入目録ニ委し（朱書）

これは巡見使関係の60番の文書記録で、その32ある一つ書きの中で最後ものである。このように巡見使に関する多くの文書記録が皮籠と小箱に保存されていたことを示しており、おそらく原局での管理保管形態をそのまま引き継いだものであろう。ただし、この一つ書きだけが墨で抹消されている。ある段階で御蔵に引き渡されたが、必要があって原局に戻されたことを示しているのであろう。60番は一番年代が新しい天保の巡見使のものであるから、その可能性は

あるであろう。

　　一、御手伝一巻しらへ帳入箱壱ッ

　　　　但、内ニ目録有之候事

これは72番の文書記録で、これによって箱の中にある目録は原部局での作成でなく、原局から文書記録を引き継いだときに添付されていた目録ををストックしておいて、ある段階で現状をチェックして個別入目録として加除訂正し、それを転写して御蔵入目録台帳を作成したことがわかる。そして御蔵に移し替えられてからの変化が個別入目録に加えられているということは、その点検と個別入目録の加除訂正は諸帳方が担当していたことを示している。さらに、原局からの引き渡しに目録が添付されない場合があり、その場合は個別入目録の作成は諸帳方が行っていた。諸帳方は、原局から文書記録を引き継ぎ、その整理を行い、配架場所の決定と配架を行い、さらに個別入目録の作成を行い、継続的点検と入目録の加除訂正を行い、それらの入目録をもとに御蔵入目録を作成し、文書記録の管理保存に当たっていたものと考えられる。

79番は異国船関係の文書記録であるが、これに「此一箱取集者也」という注記がある。これは熊本藩での作成でなく、他藩や幕府などの文書記録を書写して収集したものという意味であろうか。あるいは藩庁内各部局から諸帳方が収集したものという意味であろうか。後者のように思える。他の事例として、幕府目付が長崎からの帰りに領内唐船漂着について尋問されたことに関わる藩庁内記録も収集保存している事例があるからである。

　　一、八代郡築島之儀ニ付天草并江戸表取遣シ一件帳

　　　　但、文化三年新帳写、尤此内ニハ洩居候ケ条等も有候ニ付、不用ニハ不相成候事と
　　　　　有之

これは80番の文書記録の中の一つである。文化3（1746）年に書写した築島に関する新帳ができたが、しかし写もれがありうるのでその備えとしてさらに古原本を保存しておくという但し書きが付いている。新帳は原局で現用文書記録として業務参照のため保管されているのであろう。

上記のような書写した新帳でなく、各部局では業務遂行にともなって継続的に新帳が作られており、それがあれば古帳の必要が低くなると思うが、古帳もできるだけ継続的に保存している。やはり参照や写しもれへの備えのために保存しているのであろう。

　　一、御手当帳　壱冊　　　明和七年

　　　（付札）「此九拾九番櫃ハ御手当方ニ受取ニ相成居候事

これは99番の文書記録で、明和7（1709）年から文化8（1751）年までの「御手当帳」に上記付札が添付されている。これは御手当方より受け取ったという意味なのか、あるいはその逆に御手当に引き渡したという意味であろうか。他の場所では、引継部局の注記はない。また帳簿表題から作成部局は容易に分かるはずであるから、わざわざ引き渡した部局を注記する必要はない。そういうことからこの注記は、御手当方から引き継いだが、御手当方に必要が生じたので引き戻したという意味であろう。

さらに99番から3丁分が白紙の後、改丁で9つの一つ書き付札があって「此九積御手当方江受取ニ相成候事」という注記がある。これも該当する9積の文書記録が御手当方に引き戻したという意味であろう。

　　御書出扣之内寺社御書出之部一冊手形受取改革方出置候事　未四月頃

これは119番にところにある貼り札文言である。これは文書記録を貸し出したことの記事である。この点については、業務貸し出しのところですでに述べている。

また、「御花畑惣絵図受取申事　六月十二日　花□」という貼り札もみられる。これは貸し出した花畑惣絵図を受け取ったという貼り札であろう。こういう出納に関するものが別の記録で行うのではなく、入目録に添付する形で行っていたことが紛失文書記録を生み出す原因であろうか。

今回は言及できないが、御蔵入目録あるいは個別入目録は目録表記論でも検討に値する。内容表題と機能表題をミックスした標題表記方式で、誰・何処が何をいつどこにどうしたかがわかるように表題が付けられている。数量表記も箱、袋、塊などを使用しており、それぞれの一件文書群ないし関連文書群毎の入目録が作成されている。いずれも管理保存と利用に資するためである。このようなことが可能なのは、諸帳方という文書記録の専管部局があったことによるもので、恒常的職務として遂行されていたことの反映が「御蔵入目録」帳と個別「入目録」の作成と編成といえよう。

（2）御蔵の個別入目録の具体的記述

御蔵への個別入目録は管見の範囲で3点存在する。それは、「御蔵二階六番入目録」（文政8年8月）[133]と「御蔵三拾二番入目録」（文政8年7月）[134]および「御蔵二階三拾八番入目録」（文政8年8月）[135]である。

御蔵で長期保存文書記録を管理保存する場合、原局から引き渡しを受け、それを整理し入目録を作成ないし点検するのが諸帳方業務の基本であった。その上で、御蔵の配置場所をきめ、入目録に配置番号を与え、この入目録を集めて書写して「御蔵入目録」帳を作成し[136]、以後の御蔵で保存する文書記録の管理・利用台帳の役割を果たしていったものと思う。

整理と入目録の作成では、引き継いだものの現状を尊重しながら行っていたようで、それぞれの一件文書群ないし関連文書群毎の入目録が作成される場合もあった。これは一件文書群毎の管理保存のためである。このような作業が継続的にできたのは専属の部局があったからである。

たまたま伝えられている「御蔵二階六番入目録」「御蔵三拾二番入目録」「御蔵二階三拾八番入目録」3点の入目録の作成は、文政8年の7月と8月である。諸帳方は、この時期に御蔵で保存している文書記録の一斉点検を行い、集中的な文書記録整理を行ったことを示している。

この入目録はともに厚手の同じ料紙を用いており、いずれも入目録本紙の端裏を包紙と糊付けし、本紙を奥から巻き込んで包紙で包んで文書記録に添付して保存し、利用し、保存現状の変化を注記していた。

133）永青文庫14-12-乙17。

134）永青文庫101-57。

135）永青文庫14-19-40。

136）土佐藩では、「御証文蔵入記」なるものがあり、御証文蔵に保存された貴重資料収納目録があるという。なお御証文蔵は目付方の管轄であったという（大野充彦「山内家文書の伝来について」〈高知県歴史資料調査報告書『土佐藩山内家歴史資料目録』〉1991年3月）。

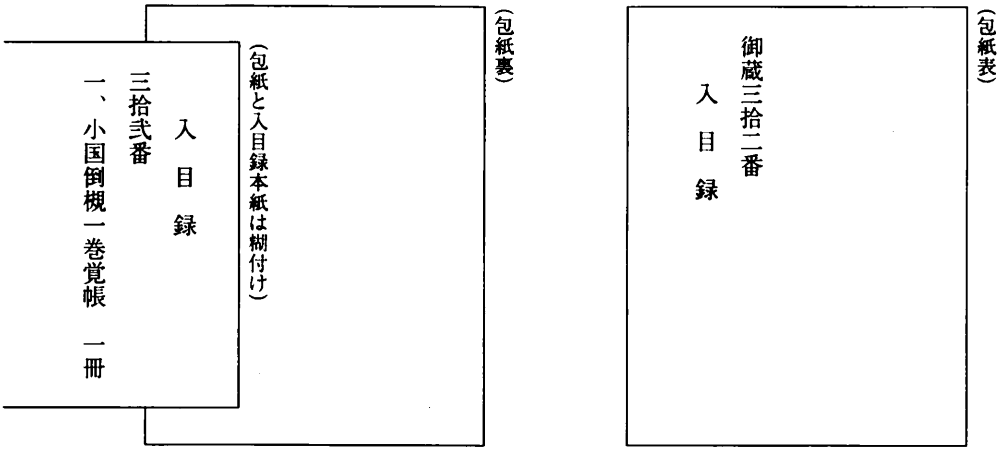

包紙表のウハ書きは「御蔵二階六番　入目録」、「御蔵三拾二番　入目録」と「御蔵二階三拾八番　入目録」である。図示したのは38番の入目録である。書き方の様式は三点とも同じで、ともに作成者は坂本和右衛門と小佐井又蔵の2名で諸帳方役人である。

①「御蔵二階三拾八番　入目録」の検討

そこで38番の個別入目録を紹介し検討してみたい。

入目録

「不見」（朱書き）

（以下、「　」内の一つ書き4項目は墨の×印で全削除）

「一、雑座儀太夫　江阿喜多五郎右衛門列より之覚書一通御高札写、
御名有之折本一本、奥村次郎右衛門列八人より雑座長右衛門江
之申渡覚書壱通
右三通一箱　　壱
（番号朱書き。以下同じ）

（以下、一書きの上部すべてに点検の墨点、朱点あり）

一、雑座喜平次江右同断
右三通一箱　　二

「不見」（朱書き）

一、雑座左太夫江右同断
右三通一箱　　三

「不見」（朱書き）

一、緒方内蔵助江右同断
右弐通一箱　　四
但、寛永年之覚書不見　　」

一、五家庄はき村雑座喜平次組下并百姓誓紙書物写二通袋ニ入　　五

一、同久連子村緒方佐左衛門家内組下并百姓誓紙書物写五通袋ニ入　　六

一、同椎原村緒方内蔵助家内組下并百姓誓紙書物写三通袋ニ入　　七

一、同もミ木村雑座左太夫家内組下并百姓誓詞書物写四通袋ニ入　八
一、同仁田尾村雑座大蔵家内組下并百姓誓紙書物写四通袋ニ入　九
一、同雑座権之允組下之者共砥用緒方新右衛門掛り此三ケ所江立退
候もの共之書付二十七通袋ニ入　十
一、同人人別改之儀ニ付色々案文并覚書十五通袋ニ入　十一
一、同人之儀ニ付覚書十一通袋ニ入　十二
一、仁田尾村当春立退、益城郡早楠村・八代郡梯廻村ニ参居申者共、
宗門改之誓紙写三通并仁田尾村源左衛門女房之儀ニ付、源左衛
門并親源兵衛改書物写一通、外ニ立退居候者之内、病死仕候も
の之儀ニ付書付二通、都合六通袋ニ入　十三
一、仁田尾村より八代下益城江立退候者共、本所江可帰と御高台ニ
而仕上候書物一通　十四
一、右梯廻にて仕上候書物写一通　十四
一、右之者共本所江罷帰候ハヽ、前々ニ相替儀無之儀新座権之允父
子連判之書物写一通　十四
一、「服部六左衛門殿五家庄江御越、権之允父子并残四人頭立退候
者共ニ被仰渡候書付之写二通并」久連子村九郎太夫娘仁田尾村
源左衛門女房江遣置候、此女房之儀ニ付九郎太夫今度差出天草
江遣候書物扣二通、右四積一袋入
（この項目の「　」部分、朱書きで×印の削除）
一、五家庄絵図　　二枚　十五
一、病死差出三通、覚書一通壱結　十六
一、五家庄一巻之書付十七通二結　十七
一、五家庄一巻之書状手紙等七拾通并服部六左衛門殿五家庄江御越
ニ付御用之覚書一冊、外ニ抜手紙ニ而茂可有之哉、壱結袋ニ入　十八
一、五家庄家数・竈数・鉄炮数并頭親類付帳一冊　十九
一、同所仁田尾村立退、益城郡早楠村・八代郡四浦梯廻村参居申者
共家数・鉄砲類并親類付帳一冊　廿
一、五家庄仁田尾村人別帳一冊　但、貞享二年九月ト有之　廿一
一、同はき村人別帳一冊　但、年号右同断　廿二
一、同仁田尾村立退、益城郡早楠村、八代郡四浦之内梯廻
村江参居申者共人別帳一冊　但、年号右同断　廿三
一、同樅木村人別帳　一冊　但、年号右同断　廿四
一、同椎原村人別帳　一冊　廿五
一、同久連子村人別帳　一冊　但、年号右同断　廿六
一、此箱之内之目録ニ而茂可有之哉　三枚　廿七
一、五家庄より立退参候者共之儀ニ付砥用善兵衛より之差出弐通　廿八
一、早楠村鉄炮札并茶運上之書付五通一結　廿七
右之通入組置候也

文政八年酉八月

坂　本　和右衛門
小 佐 井　又　蔵

以上は、おそらく郡方から引き渡され、整理し、御蔵二階に配置した38番文書記録群の個別入目録である。そこでこの入目録と「御蔵入目録」の38番記載を対照してみるとまったく一致している。他の６番も32番もまったく同じである。

ただし、個別入目録にはその後の変化を反映させて朱や墨で訂正、注記が記されているが、「御蔵入目録」帳は少し加除訂正が加記されているだけで、基本は最初に作成したままの状態である。

個別入目録を作成し、「御蔵入目録」帳に写した後は原文書記録に併せて保存し、その後の点検の時に保存状態の変化をその入目録に加筆していったものであろう。

ところで個別入目録は複数作るのであろうか。つまり一通は原文書記録に添えて保存し、原文書の変化を記述し、それに応じた文書記録の管理保存に資する。一通は、台帳への転写素材にするとともに、転写後は諸帳方の執務場所に保管しておいて参照検索に資するということである。やはり一通の作成であろう。台帳である御蔵入目録帳に書写した後は、原文書の保存箱や袋などに戻すという作業の流れであろう。個別入目録と台帳の記載は同一であるから、個別入目録を諸帳方執務場所に保管しておく必要がないからである。

②「御蔵二階六番　入目録」の検討

つづいて「御蔵二階六番入目録」137)であるが、前述したようにここの収録文書記録は「御蔵入目録」帳の６番の文書記録とまったく一致する。

まず目録の記載を紹介することにする。ただし、かなり煩雑になるので入目録作成後の加除訂正は示さないことにする。

（包紙ウハ書）
「　御蔵二階六番
　　入目録　辰三　」
御蔵二階六番
　　入目録
一、正保四年二月十八日三俣御境目出入之儀ニ付御三家役人連判之書物壱封　一
一、正保二年十二月十七日竹田領と久住御境目之儀ニ付久住之者共差出候覚書
　壱封、御境目之儀ニ付覚書北里伝兵衛
　貞享元年赤馬場村庄屋兵左衛門より湯坪村庄屋市郎右衛門江之書状写
　同二年二月赤馬場村庄屋忰吉右衛門より之書状写
　湯坪村庄屋より使、新右衛門・彦兵衛　江赤馬場村庄屋兵左衛門より申達
　候□上之趣、兵左衛門より達候書付写
　湯坪村庄屋市郎右衛門為夫新右衛門・彦兵衛と申者参候儀ニ付、赤馬場村
　庄屋兵左衛門達書写

137）永青文庫14-12-乙17。

小国白川村之内槻木倒木有之、所々御絵図黄紙之付札之趣小国百姓田村村
宗悦・黒川村孫左衛門江御尋之書付写
右七積之書付七通壱□ 二
一、寛延四年御公料湯坪村之御領分御境瀬之本御領分山之内ニ御高札建候儀
ニ付而久住より出候書付一より九迄都合九通并絵図壱枚 三
一、右同断之儀ニ付北里より出候書付一より十七迄都合十七通一□ 四
一、御公料日田郡津郷野田村之内小川原之者御領分之内ニ炭釜拵置候儀ニ付
一巻書付入壱袋 五
一、久住山并瀬之本御境目之儀ニ付前廉下方より達ニ及申候書付之扣と在之
帳一冊 六
一、御領分久住村ニ　　御公料洒坪村との境目瀬ノ本山之内湯坪村より畑
開いたし候儀ニ付一巻帳一冊　但、宝暦七年四月より同九年四月落着 七
一、直入郡之内瀬ノ木村御境絵図弐枚大塚伊右衛門　江長瀬宇平より見せ置
候絵図壱枚
御郡間より出候絵図之写壱枚
日隈源助持参瀬ノ木山御林絵図写壱枚
右三積絵図五枚壱袋入ル 九
一、久住御高札場より阿蘇郡境瀬ノ本村迄、久住境川より山中通り小国宮原
迄境川より瀬ノ本迄、里数之儀ニ付久住兵九郎書付一通 十
一、貞享元年五月洒坪市郎衛門より赤馬場吉左衛門江之書状写壱通 十一
一、書付三枚、絵図四枚　壱括 十二
以上
文政八年酉八月改
坂　本　和右衛門
小 佐 井　又　蔵

朱による加除訂正は表記しなかったが、朱書はその後の点検にもとづく異同を示したものであろう。入目録では64通となっているが、現在、永青文庫に伝えられているのは57通である。

32番文書のように関連する文書をそれぞれ括って、そしてさらに一括して全体を括ってまとめている。

内部に括られた「五」の文書は、表記したように

一、御公料日田郡津郷野田村之内小川原之者御領分之内ニ炭釜拵置候儀ニ付一巻
書付入壱袋 五

とあり、実際それに対応する幕府領日田郡津郷野田村関係の文書記録が1袋に入れられて全体の中に一緒に括られている。その紙封筒のウハ書きは

「　　宝暦三年　辰三（後筆）
御公料日田郡津郷野田村之内小川原村之者御領分之内ニ炭釜拵置候儀ニ付
而一巻之書附 （朱書）五　三拾
二月
五　番

七通
四通
七通
絵図一枚　」

と表記されて、内部の文書記録の大要を把握することができるようになっている。さらに封筒内部もまた七通と四通に分けられ、それぞれ紙縒で括られている。

一紙ものの一件文書記録の整理保存はこの32番の形が保存原形に近いものであろう。そして袋入れの形で配架されていたのであろう。坤櫓のところで述べるが、伝えられている入目録からいえば、箱に収納している文書記録の入目録は横帳形態である。

いずれにしてもこの形が藩政期の保存原形に近いものであろう。

この入目録のさらにその内部の一件文書記録群を整理し、包紙にまとめて収納したのは、諸帳方でなく原局であった可能性もあるが、しかし32番入目録の筆と「五」封筒の封筒ウハ書きは同じ筆跡であり、この場合は坂本・小佐井ら諸帳方の仕事であるといえる。

「御蔵二階六番入目録」の文書記録は郡方のものであり、しかも他領との境界争論関係の文書記録が多い。それぞれの争論に関わって文書記録を作成・授受し、一件が終結後、関連文書記録をまとめ、包紙に収納して郡方での重要文書記録として保管し、ある段階で他の10件（入目録では12件であるが、最後の書付は朱書による後日の追加である）の文書記録群とともに諸帳方に引き渡したのであろう。

このように個別入目録を一件文書群と一緒に収納し、その後の変化の現状を反映させて加除訂正するのは文書記録管理保存の立場からすれば実際的方法である。多くの個別入目録はもともとこのような形で収納されていたのであろう。それが、廃藩置県後の新しい県政の展開とともに新しい文書記録管理保存方法に変わっていき、さらにその後、今日に至るまでのいくどかの整理によって、箱や袋から文書記録が出され、一つ一つ整理されたために、文書記録群と入目録が分離することとなり、かつ入目録が失われていったのではあるまいか。事実、他の２つの御蔵の個別入目録では関連文書が一緒になっていない。おそらく明治以降の整理の過程で、入目録と関連文書記録が分離されたのであろう。

ただし、６番の文書記録群がすべて一紙物で、かつ袋に収納されていたので分離されることなくそのまま伝えられてきたため、かつての管理保存の原形が現在に伝えられることとなったのであろう。繰り返すが、この形が御蔵での、さらに坤櫓での保存原形であろう。

以上のことから、「御蔵入目録」は諸帳方の執務場所に保管し、自局・他部局の検索利用に供していた。個別入目録は、実際の御蔵での文書記録管理保存業務を遂行するために用いられていたといってよいであろう。

8　「坤櫓入目録帳」と坤櫓諸「入目録」の検討

(1)「坤御櫓入目録根帳」の検討

「坤御櫓入目録根帳」[138]は、文政９年８月に諸帳方が坤櫓保存文書記録の現状を点検し作成したもので、坤櫓に永年保存されている文書記録の目録で管理保存台帳である。文書記録群の

保存場所を示す番号は31あるが、１番から27番まではすべて櫃に収納され保存されている。28番から31番の文書記録は櫃ではないが、しかし全て木製の容器に入れられている。御蔵と比べて一段と保存に配慮されており、坤櫓文書記録はまさに熊本藩にとって重要な歴史的永年保存文書記録といえよう。

坤櫓でも御蔵と同じように個別の箱の入目録にもとづいてこの入目録帳が作成されたものであろう。ただし、坤櫓内の文書記録の管理保存台帳は後述するように「坤御櫓入目録根帳」だけではない。

「坤御蔵入目録根帳」は大型の帳簿で、厚手の大きい料紙（半折はＡ４よりやや大きい）を使用している。表紙は柿渋を薄く塗布した表紙紙（中に厚手の芯紙＜反古紙＞を用いている）が用いられている。表紙の大概は次の通りである。

「　　文政九年　　諸帳方（後筆）
　西五印（朱書）
　　　坤御櫓入目録根帳
　　　戌八月　　　　　　　」

「坤御櫓入目録根帳」は袋とじで、176丁の分厚い目録である。

櫃・箱単位の個別入目録にもとづく根帳への転写記入は、各櫃・箱単位に複数の筆写担当者によって行われていたようである。いずれもしっかりとした太く大きい筆跡で記載されている。加除訂正ほとんどないが、若干後年の加筆があるので、その後の変化を記入していったものであろう。

物品類を除く記載文書記録はすべて藩庁に関係する文書記録で、元和期、寛文期のものもみられる。

次に、順番をおって「坤御櫓入目録根帳」の注記のうち注目される文言にふれていきたい。

中表紙裏に「○印ハ御内家江引渡候事」という注記がある。注記の用語も場所も、筆跡も「御蔵入目録」の場合とまったく同じである。したがってこれらは「御蔵入目録」と同様おそらく廃藩置県の時に文書記録は熊本県に引き継がれ、藩主にかかわる主として物品類は細川家に引き渡されたことを示しているのであろう。

○は朱丸で、朱○が付されているのは、13番の半鐘、14番の鏡立、15番の書道具、16番の遠目鏡、17番の額いずれも妙応院関係の品物であり、また28番の屏風で、それらは藩主・藩主家にかかわる物品である。

なお朱○の付いている17番の額２枚に関係して「政府江納り居候妙応院様御染筆之二楽園与申御額、蔵人内願之趣達　　御聴、同人江被下置旨　　御沙汰被為候段、御用人より相達候事　安政六年二月朔日」という注記がある。これは妙応院関係の遺品は藩に引き渡され保存されてきたが、安政６（1859）年に妙応院と個人的なかかわりのある蔵人の願いによって下付が藩主から許可されたことを示している。

次は、藩政・藩主以外の文書記録を収集・保存している事例である。

「一、半櫃　　六ッ
　　右者沢村古宇右衛門殿御家老職御勤中之書物入候、沢村大九郎方江有之候を御用ニ付

138）永青文庫14-20-44。

山名十左衛門殿御取寄ニ相成り、直ニ被差上度由ニ付、元禄四年御奉行所江被差出候ニ付、坤御櫓江被納候事」

これは19番のものであるが、このように家老文書記録まで必要に応じて収集・利用し、そして必要文書記録として永年保存しているのである。

21櫃の入目録には、番号が下欄に朱で「一、二、三、……」と86番まで注記されている。ここは熊本・江戸内外の普請関係などの文書記録であるため、参照が多くない坤櫓保存文書記録の中でも比較的利用があり、かつ比較的数が多いため櫃内にある原物史料の出納と管理に便ならしむるために朱番号を付したのではなかろうか。

24番の櫃は妙解院（熊本藩の宝暦改革を主導し名君といわれた細川重賢）の御書案44冊のみで、他のものは混在していない。重賢関係は特別扱いされていたようである。

26番櫃の記述のところで、もとの貼り付け場所が不明の貼り札に「子九月廿九日　御手当方ニ出ス」とあり、御蔵入目録文書記録に比較して少ないが必要に応じて貸し出しが行われていることがわかる。しかし、その貸し出し記録を貼り札で処置しているところに問題がある。坤櫓でも出納専用の記録方法がなかったのであろうか。出納が別の記録で行うのではなく、入目録に貼り付ける形で行っているところに文書記録紛失の原因がある。

一、御軍船雛型入候長箱壱ツ

但、文政五年午三月原田権右衛門より引渡相成候ニ付、坤御櫓ニ入置候事

これは28番のものであるが、軍艦雛型を引き渡され、直接坤櫓に保存したということを示している。

（朱）「○」弐拾九番

一、海辺絵図之中尺六枚、屛風壱双箱入

但、何年何月より坤御櫓ニ相納居申候哉相訳り不申、勿論目録根帳ニも扣等茂相見不申候間、此節相改、此根帳ニ扣置申候事。

これは29番のもので、朱○が付いていて廃藩置県の時に藩主家に引き渡されたものである。この絵図がいつから坤櫓で保存されるようになったかは不明で、前の入目録根帳にも記載がなかったので、現状を改めた上でこの新根帳に記載したということを示している。次の30番の船雛型も同様に前の入目録根帳に記載がなかったという文言があり、このことから新入目録根帳が作成された文政期の前から坤櫓の文書管理システムがあったことは明らかである。

「坤櫓入目録根帳」の表題記述方法は、「御蔵入目録」と同じで、内容表題と機能表題をミックスした標題表記方式で、誰・何処が何をいつどこにどうしたかがわかるように表題が付けられている。書誌情報や袋入など保存状態情報なども記載している。これは文書記録の管理保存と活用のための目録であるからである。

数量表記は、御蔵の場合と同様、保存実体を反映した箱、袋、塊なども使用している。

繰り返しになるが、評価・選別と整理・配架を前提としたこの「坤櫓入目録根帳」の作成が可能であるのは、文書記録の管理保存を専門に担当する部局、諸帳方があったためで、恒常的職務として遂行していたことの結果であるといえよう。

（２）坤櫓諸「入目録」の検討

坤櫓の諸文書記録入目録は、３冊の帳簿が合綴されたものである[139]。上が文政９（1826）

年8月改めの「御箪笥入目録」、中が元治元（1864）年2月改めの「従御先祖様御伝来之御品々坤御櫓入目録」で、2冊とも諸帳方の作成が表紙に明示されている。3冊目は文政9年8月作成の「坤御櫓諸帳目録」である。

ところで明治11年の簿書類目録[140]によれば「坤櫓入目録根帳」「坤櫓入目録根帳写」2冊と「御蔵入目録」1冊と「箪笥入目録」4冊は諸帳方作成として記載されている。ここで3冊が合冊となっているものは簿書類目録に記載されている「箪笥入目録」ではないだろうか。そうであるならば、4冊の内1冊はどうなったのであろうか。

「御箪笥入目録」以外の目録2冊は坤櫓に保存された文書記録に関するものなので、この箪笥も坤櫓の中に配置されていたものであろう。

①「坤御櫓諸帳目録」の検討

文政9年に作成された「坤御櫓諸帳目録」[141]の表紙の大概は次の通りである。

「　文政九年

坤御櫓諸帳目録

戊八月　」

「坤御櫓諸帳目録」は「いろは」別に区分けされており、「わ」まである。すべてが簿冊仕立ての文書記録で、坤櫓に保存されている簿冊シリーズの諸帳目録である。

全体として古い時代のものが多く、熊本藩が授受した公的書状を控え、写して編綴した簿冊が多く、それに「日帳」や「番帳」なども含まれている。

目録は袋とじ43丁で、冊数は相当多い。現状を点検した上でこの目録が作成されたのは文政9年であるが、その後も継続的に加筆注記が行われている。

安政2年10月に「厳有院様五十回御忌御法号之節之趣覚帳　一冊」（享保14年）を寺社方に貸し出している。この場合も貼り札による貸出の記録であった。

「り　鶴御拝領帳」の部の終わりに、延享元（1744）年分以前について「右之通坤櫓入置候也、此後之御帳者御蔵ニ入被置候事」と注記されている。また「を　大御番所御花畑御番帳」の部の終わりで、宝暦10（1760）年の番帳について「右未申御櫓二階棚有之也　此後之御番帳者御蔵ニ入被置候事」と注記されている。つまり「り」部にある鶴拝領関係帳簿の延享2年以降のものと、「を」の部の花畑番帳の宝暦11年以降のものは、御蔵で管理保存されていることを注記したものである。このことからも、御蔵から坤櫓への移し替えが一定の時の経過とともに行われていたことを明示している。

なお、現状を点検して諸帳目録を作成した理由は後書きに記述されている。つまり、その理由は前述したように「右者当時迄之目録年久敷相成様申候而見悪敷、吟味之節急ニ見兼、其上目録ニ落居申候茂有之候ニ付、此節精々相改、目録整替申候事」ということであり、目録と坤

139）永青文庫14-20-45。
140）永青文庫100-11-23。
141）永青文庫14-20-45-3。

櫓保存文書記録の現状が齟齬しているために出納が円滑に運ばなくなったことが理由である。それを是正することが文政９年の御蔵と坤櫓の集中的点検の目的である。

② 「箪笥入目録」の検討

同じく文政９年に作成された「箪笥入目録」[142]の表紙の大概は次の通りである。

「　文政九年　　　「諸帳方」（後筆）
　「西五印」（朱書）
　箪　笥　入　日　記
　戊八月　　　　　　　」

この箪笥には左右の引出があって、そこにも文書記録が保存されているという。この箪笥の形は、上部には観音開きの扉があり、その内部は棚になっており、文書記録が保存されていたようである。引出は下部に仕付けられたものに違いない。

ところでここに保存されている文書記録全体の性格を一言でいえない。わざわざ箪笥に保存するのであるから、何らかの意図が反映したまとまりがある筈である。しかし、一見してどちらかといえば公儀関係の文書記録が多いという程度で、藩庁一般の文書記録や藩主関係でも冠婚葬祭行事に関するものなども入っており、そのまとまりを一言で表現できないのである。

箪笥入目録も、番号順で配架しているようで、15番まである。それに左右の引出の分があって、袋とじで全38丁と記載量は少なくないが、大型の箪笥であれば一つに収まりそうである。

８番に「一、御天守江上置候御書等之根帳壱冊」とある。前にも触れたが、この記事から天守櫓に保存されている御書など文書記録を検索利用できるよう整理と目録作成が行われていたことが分かる。それでも、諸帳方の現用目録としてでなく、坤櫓の箪笥に保存していることは、その目録根帳の利用はほとんどなかったことを示していよう。

③ 「御先祖様御伝来之御品々坤御櫓入日記」の検討

元治元年に作成された「御先祖様御伝来之御品々坤御櫓入日記」[143]の表紙の大概は次通りである。

「　従
　御先祖様御伝来之御品々
　坤　御　櫓　入　日　記
　　　　　　　　諸帳方　」

これは表題の通り代々様つまり歴代藩主に関係した伝来の品々の入目録で、袋とじ９丁で記載数としては多くない。

奥書には「右之御品々白金御宝蔵江相納居候御下シ相成、御当用方より引渡ニ相成候事　元治元年二月　諸帳方」とあり、江戸の白金屋敷の宝蔵に保存されていた品々が熊本に移され、それを当用方から諸帳方に引き渡されたために坤櫓に収納し、この入目録を作成したものであろう。宝蔵品の移動は、文久２（1862）年に、参勤交代が３年に１度、100日在府と妻・嫡子

142）永青文庫14-20-45-1。

143）永青文庫14-20-45-2。

の在府・在国自由に改められたことに対応した措置であろう。

この入目録で注目されるのは次の文言である。

一、四箱　熊本御城木図　　但、年々風入之節根取封印

この木図は相当大事なものであったからであろう、毎年の風干しが終了したときには、木図を諸帳方を統括する当用方の根取が点検し、収納箱を封印するという措置を講じていたのである。

（３）坤櫓の個別入目録「杉之文庫入目録」「杉之小箱入目録」の検討

これは杉之文庫に収蔵した文書記録の目録ではない。一つ書き57筆の文書記録群が、おそらく木箱に収納されており、それが何らかの理由で「杉之文庫」「杉之小箱」と総称されていたのであろう。

「杉之文庫入目録」[144]と「杉之小箱入目録」[145]の表紙の大概は次の通りである。

「　天印（後筆）
卯四印（朱筆）
坤御櫓二十六番之内
杉之文庫入目録
」

「　卯四印（朱筆）
天印（後筆）
坤御櫓二十六番之内
杉之小箱入目録
」

「杉之文庫」「杉之小箱」は、部局や御蔵で保管・保存されてきたが、ある段階で坤櫓に移し替えることとなり、坤櫓への入目録が作成されたのではなかろうか。「杉之文庫」１箱と「杉之小箱入目録」１箱は、「ためぬりの小箱」１箱とともに坤櫓の26番の櫃に収納されている[146]。「杉之文庫入目録」と「杉之小箱入目録」はともに横帳仕立てで、いずれも文政８（1825）年７月に作成されている。目録作成を担当したのはともに諸帳方の坂本和衛門・小佐井又蔵で、文政８年９年の個別の御蔵入目録を作成した諸帳方役人である。二人は御蔵、坤櫓双方の入目録作成を担当しているところから文政期の文書記録管理保存改革の中心者であろう。

継紙仕立ての入目録と横帳仕立ての入目録の違いは何であろうか。たしかに御蔵への入目録と坤櫓への入目録の違いがある。しかしおそらく保存状態の違いに起因するのではないだろうか。御蔵の場合は、包紙に原文書が収納されたものも少なくなかったため、その場合包紙に横帳入目録を併せて収納するのでは支障をきたしたからであろう。坤櫓の場合はほとんど箱入りであって、横帳の入目録でも支障をきたさないからであろう。御蔵でも箱などの容器に収納した場合は、帳面仕立ての入目録が作成された可能性がある。

144）永青文庫14-20-41。
145）永青文庫12-23-73。
146）「坤御櫓入目録根帳」（永青文庫14-20-44）。

「杉之文庫入目録」に収納されている文書記録は、すべて島原の乱に関係するもので、簿冊や一紙ものが混在している。一つ書き57筆の一件文書記録の目録である。文政8年入目録作成後、朱や墨点を付して状況の変化を点検している。中には朱による注記や、墨による削除によって、文書記録保存状況の変化や異同を示している。

「杉之小箱入目録」に収納されている文書記録も、すべて島原の乱に関係するもので、一つ書き14筆の一件文書記録の目録である。なお「杉之文庫入目録」と異なり、「杉之小箱入目録」には朱による注記や、墨による削除などはない。

これら「杉之文庫入目録」と「杉之小箱入目録」の個別入目録の記載と「坤御櫓入目録根帳」147）の該当する26番の記載はほぼ同じである。御蔵と個別御蔵入目録の場合と同様に、個別入目録が作成されて、それを全体の台帳である「坤御櫓入目録根帳」に転記したものであろう。その後の変化は個別入目録に注記しているが、台帳の入目録には注記していない。これも御蔵の方式と同じである。

おわりに

以上、熊本藩の文書記録管理保存に関係する史料に散見する管理保存方式の「痕跡」を探し出し、できるだけ丁寧にかつ具体的に分析・検討してきた。

これまでの検討で熊本藩の文書記録の管理・保存に3段階あったことがわかる。現用・半現用の文書記録はそれぞれの部局で管理保管されていた。諸帳目録をみる限り一定水準の文書記録の管理保管が行われていた。

さらに各部局では、不定期に保管文書記録を評価・選別し、長期保存を要する文書記録は諸帳方に引き渡し、引き継いだ諸帳方はそれらの文書記録を整理し、入目録を作成し、御蔵に配架し管理保存する、というシステムが熊本藩で確立していた。御蔵での管理保存台帳は「御蔵入目録」である。

この御蔵保存文書記録の中からさらに永年保存文書記録を収納する坤櫓に移し替えが行われていた。坤櫓での管理保存台帳は「坤御櫓入目録根帳」である。

諸帳方は、御蔵と坤櫓を管轄し、長期保存・永年保存文書記録を専門に管理する部局である。

多くの文書記録はこの段階を踏むが、場合によっては現部局から直接、坤櫓に移し替えることもあった。またともに諸帳方が管轄する御蔵から坤櫓にすべての文書記録が移し替えされるわけでなく、一定の評価・選別を経て移されていた。坤櫓への移し替え文書記録について諸帳方による入目録帳が作成されており、坤櫓に入った永年保存文書記録の管理と利用のための台帳として機能していた。

文書記録の管理保存を専管する諸帳方が存在していても、長い間には管理台帳と保存現状には齟齬が生じてくる。それを是正するために文政期の文書記録改革のように集中的な点検と総合的な目録の加除訂正、および新台帳の作成が断行される必要があった。

このように、近世後期から熊本藩では文書記録のライフサイクルという考え方が生まれてお

147）永青文庫14-20-44。

り、かつまた文書記録専管部局である諸帳方が設置されており、各部局からの移管システムが存在し、御蔵・坤櫓を書庫とした文書記録の長期・永年保存システムが確立していたことは注目に値する。

以上の熊本藩の文書記録管理システムの検討は、システムに関係する限られた史料にもとづいて分析したもので、分析の対象となる痕跡はあまりに少ない。大小の過ちを犯している可能性は否定できない。今後は、さらに検討の対象を広げ、実証的にも論理的にも深さと厚みを増す必要がある。

さらに広く他の諸藩の伝来文書を検討し、藩文書管理史の事例を集積するとともに、比較史の視点から藩文書記録管理史研究の幅を広げることも必要である。いずれも今後の課題である。

補注　前稿（その１）の注11）で、文書管理史に関する研究成果を掲げたが、以下の論考を見落としていたのでここに提示することにする。なお掲載すべき研究が他にもあると思われるのでご教示願えれば幸いである。

岡山藩

別府信吾「岡山県立図書館に伝わる岡山藩文書について－明治前期の岡山県庁と池田家－」（『岡山地方史研究』第106号、2005年10月）

萩藩

山崎一郎「解題」（『毛利家文庫目録別冊１・公儀事諸控総目次Ｉ』（山口県文書館、1999年３月）。

山崎一郎「『当職記録仕法』について－萩藩当職における記録作成マニュアル－」（『瀬戸内海地域史研究』第９号、2002年８月）。

柳川藩

内山一幸ほか「解説」（柳川市教育委員会・柳河古文書館編『旧柳河藩主立花家文書調査報告書（一）』柳川市教育委員会・柳河古文書館、2002年３月）

内山一幸『近代における旧藩主家文書の基礎的研究－「旧柳河藩主立花家文書」の検討を中心に－』（九州大学大学院比較社会文化研究院歴史資料情報講座、2004年）